

交通事故死亡者数を さらに減少させる方法 法医学からの提言

木林和彦 Kazuhiko KIBAYASHI



東京女子医科大学医学部法医学講座主任教授

法医学は、医学的解明を必要とする法律上の案件について、科学的で公正な医学的判断を下し、個人の擁護や社会の安全に寄与することを目的としている。交通事故による人の死亡は、医学的判断を要する法律上の問題であり、法医学の重要な課題である。すなわち、交通事故死亡者は全て異状死として届け出られて警察官による検視が行われ、必要に応じて法医学者による専門的な検査が行われている。交通事故による損傷で死亡したことを証明し、加害車両を特定し、事故原因を解明するために必要な司法手続きである。

交通事故による死亡者の法医学的検査では死因の診断とともに受傷機転を明らかにする必要がある。受傷機転の解析には交通事故の3要因である人体、事故車両、事故現場の観察が大切である。また、運転に影響を及ぼす疾患やアルコールと薬物の摂取の有無を調べることは、事故原因の決定に重要である。私は大学医学部において約26年間法医学を担当し、交通事故による死亡者の法医学的検査を行ってきた。交通事故による死亡者は近年減少しているが、死亡者数をさらに減少させるために、法医学の分野から下記の事項を提言・実行して貢献したい。

(1)法医学的検査で得られた死因等の医学情報は、臨床医学での突然死や外傷の予防に役立つ。人体損傷の受傷機転の解析結果は、人と車両・道路の関係を示すものであり、自動車・道路工学での自動車や道路環境の改良・改善にも参考になる。法医学と臨床医学や自動車・道路工学の交通死亡事故に関する共同研究の推進は交通事故死亡者の低減に寄与する。

(2)脳損傷は交通事故による高頻度で重篤な損傷であり、脳損傷の診断や病態は患者の救命に

つながる重要な研究課題である。私の所属する教室では外傷性脳損傷の基礎研究を行っており、現在の研究を発展させ、外傷による後遺障害と致死の機序を解明して新たな治療法につなげる必要がある。

(3)交通事故の予防では運転者の飲酒運転や認知症などへの対策は行われている。しかし、交通事故では歩行者が飲酒酩酊状態や認知症であることが経験される。歩行者は交通事故で重篤な外傷を負うことが多く、歩行者の身体的要因と事故対策を明らかにする必要がある。

(4)交通事故の運転者は医療機関で血液中のアルコール濃度が測定される必要がある。覚せい剤や脱法ハーブなどの運転に障害を与える違法薬物の使用については尿を用いたスクリーニング検査を実施する必要がある。これらの検査を実施することを周知徹底すれば、死亡事故の原因となる飲酒運転や薬物摂取下での運転の抑止効果がある。

(5)ひき逃げは被害者の救護の機会が失われるとともに加害者に重い罪が科される。運転者への救護義務の教育、ひき逃げ事件の検挙率が高いことの周知がひき逃げの予防に必要である。

(6)医学における交通事故とは輸送手段にかかわる事故のことであり、自動車や自転車の事故だけでなく鉄道、船舶及び航空機の事故も含まれる。駅のホームからの転落による轢過事故は都市部では重要な対策課題である。

香川県高松市出身。1987年香川医科大学医学部卒業、91年熊本大学大学院医学研究科修了。同年熊本大学医学部法医学教室医員、92年熊本大学医学部法医学教室助手、2000年佐賀医科大学法医学教授、08年より現職、現在に至る。(会員/2004年会員就任)